

質問書に対する回答

	質 問	回 答
1	相談や訪問に対応できる場所・空間の提供に当たっての月額家賃の経費計上を想定していると思うが、当該場所の整備に係る物件改修費の計上も認められるか？	認められません。
2	「市外からの空き家バンク利用希望者への移住関連情報の提供」とあるが、具体的にはどのような業務を想定しているか？市役所内の既存窓口（移住定住促進班）には物件情報以外の移住関連情報が全て集約していると想定するが、その窓口との連携業務も含むか？	移住希望者の求める空き家関連情報のほか、移住に関する助成制度や五島市での生活関連情報等の情報提供を想定している。 移住定住促進班との連携業務も含む。
3	委託業務期間が限られているため、業務を実施する人材を当団体で雇用すると、多くの法的業務及び金銭負担が発生してしまうため、業務委託費を個人事業主に支払う形を想定しているが特に問題はないか？	五島市と受託事業者との間で、以下の契約を締結する予定です。 (一括再委託の禁止) ○受託事業者は、この契約について業務の全部又は主体部分を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。 ○前項に掲げるもの以外について、第三者に委託する場合には、あらかじめ五島市の承諾を得なければならない。
4	個人情報の取り扱いに関する規定や実施方針などはどのようになっているか？	別紙（別記個人情報取扱特記事項）参照